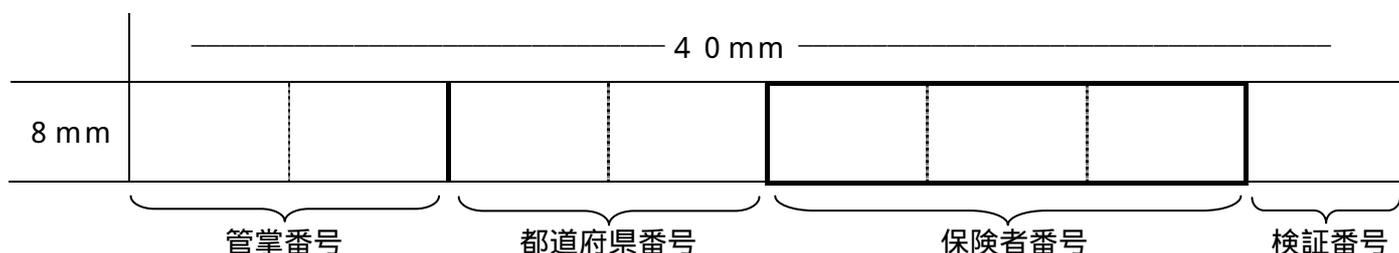


共済組合員証等の更新等について

国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号。以下「施行規則」という。）第92条第1項（第95条第4項及び第125条第2項において準用する場合を含む。）及び第100条の規定に基づく共済組合員証、遠隔地被扶養者証、船員組合員証、船員被扶養者証及び継続療養証明書（以下「共済組合員証等」という。）の更新等は、下記により実施することとしたから、通知する。

記

- 1 共済組合員証等の更新等は、本年9月中において実施することとし、現在使用している共済組合員証等は、昭和49年9月30日限り無効とする。
- 2 新たに交付する共済組合員証等の「発行機関」の「名称及び印」欄には名称及び印のほか上部余白の中央に別表に定める組合のコード番号を記入し、共済組合員証等の第1面最上欄中央の余白には昭和42年5月6日付蔵計第974号通達（以下「蔵計第974号」という。）「共済組合員証等の更新等について」の別表に定める組合の符号を記入することとする。なお、蔵計第974号の別表は、昭和50年3月31日限りで廃止することとし、共済組合員証等に記入されている符号は、同日以後機会あるごとに抹消していくこと。
- 3 上記2により記入することとなるコード番号は、次の枠内にゴシック体で記入すること。



- 4 新たに交付する共済組合員証等の交付年月日は昭和49年10月1日とし、有効期限は昭和52年9月30日とする。ただし、任意継続組合員に係る共済組合員証及び遠隔地被扶養者証の有効期限は当該任意継続組合員の資格を喪失する日、継続療養証明書の有効期限は昭和50年9月30日（同日前に継続療養を受けることができる期間が満了する場合には、その期間満了の日）とする。
- 5 共済組合員証等の紙質は、色上質特厚口浅黄色（見本参照）とし、様式は、それぞれ施行規則に定めるところによる。
- 6 組合は、共済組合員証等の更新等を実施するにつき、組合員又は被扶養者（これらの者であったものを含む。）の療養のため又は組合の事務処理等の理由によりやむを得ない場合は、別紙様式により、「共済組合員資格証明書」を発行し、これらの者の受診に支障のないよう措置すること。この場合においては、「名称」欄に組合の符号をあわせ記入するものとする。
- 7 共済組合員証等に用いる記号は、各共済組合の運営規則で定められているところであるが、組合の符号又はコード番号を附すことにより、記号の簡略化又は削除ができることも考えられるので、これが検討を行なわれない。

